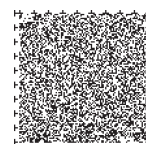


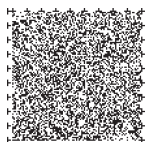
参考資料

《用語解説》

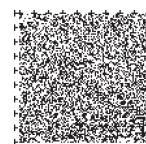
ア行	
アウトリーチ	訪問支援。
インターネットサイト	インターネット上でサーバーからの情報提供などのサービスが行われる場所のこと。ウェブサイト。
インフォーマルサービス	近隣や地域社会、ボランティアなどが行う非公式的な援助サービス。フォーマルサービス(国や地方公共団体など公的機関が行う、法律や制度に基づいた福祉・介護サービス)の対義語として使用される。
NPO	Non-Profit Organizationの略。民間非営利組織。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。
カ行	
介護保険法	高齢の要介護者などに対して、社会保険方式により、保健医療サービス及び福祉サービスを提供することを定めた法律。平成12年4月施行。
介護予防	介護保険制度において、介護保険サービスの充実と合わせ、可能な限り介護を必要とする状態にならないような健康で生きがいのある自立した生活を送ることを支援する考え方。
キャラバン・メイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人。
協議体	介護保険制度において、市町村が主体となり、各地域における生活支援コーディネーターと生活支援サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク。
権利擁護	人間としての権利を保障することで、高齢者や障害者など「弱い立場」にある人々の人権侵害(財産侵害や虐待など)が起きないようにすることや、自己の権利やニーズを表明することが困難な人に代わり援助者が代理として権利やニーズ表明(代弁)を行うこと。
高齢者夫婦世帯	夫が65歳以上、妻が65歳以上の夫婦のみの世帯。
高齢単身世帯	65歳以上の単身世帯。
サ行	
児童相談所	児童福祉法第12条に基づき、各都道府県に設けられた18歳未満の児童に関するあらゆる相談に応じることを目的とする第一線の機関。
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として設立される、社会福祉法第22条で定義された法人。



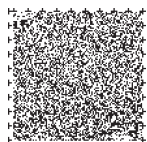
障害者総合支援法	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障害福祉サービスに係る給付や地域生活支援事業、その他の支援の実施について定めた法律。平成 18 年に施行された障害者自立支援法が改正され、平成 25 年 4 月に施行。
小地域	“住民の顔が見える”日常生活圏(小学校区や中学校区、町内会単位など)。
自立支援	対人援助における対象者の自立に向けた支援。
スキルアップ	技術や能力を向上させること。「スキル」は、訓練して身につけた技能。
生活困窮者自立支援制度	平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行う制度。
生活支援コーディネーター (地域支え合い推進員)	介護保険制度において、高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。
セーフティネット	「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。
相談支援事業所	障害者総合支援法や児童福祉法に基づき、障害のある人の自立した生活を支え、一人ひとりの課題の解決や適切なサービス利用などの相談に応じ、サービスの利用についての計画の作成や地域生活への移行などの支援を行う事業所。
太行	
地域ケア会議	介護保険制度において、地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交え、介護支援専門員(ケアマネジャー)のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援することを目的として、市町村が設置する会議。個別ケースの課題分析等を通じて共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結びつけていくことで、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進にもつながる。
地域支援事業	介護保険法第 115 条の 45 に基づき、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会参加しつつ、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進することにより、被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、市町村が実施する事業。
地域自立支援協議会	地域における障害のある人への支援体制に関する課題について関係機関等が情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行うことを目的として、市町村が設置する機関。



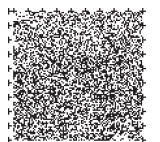
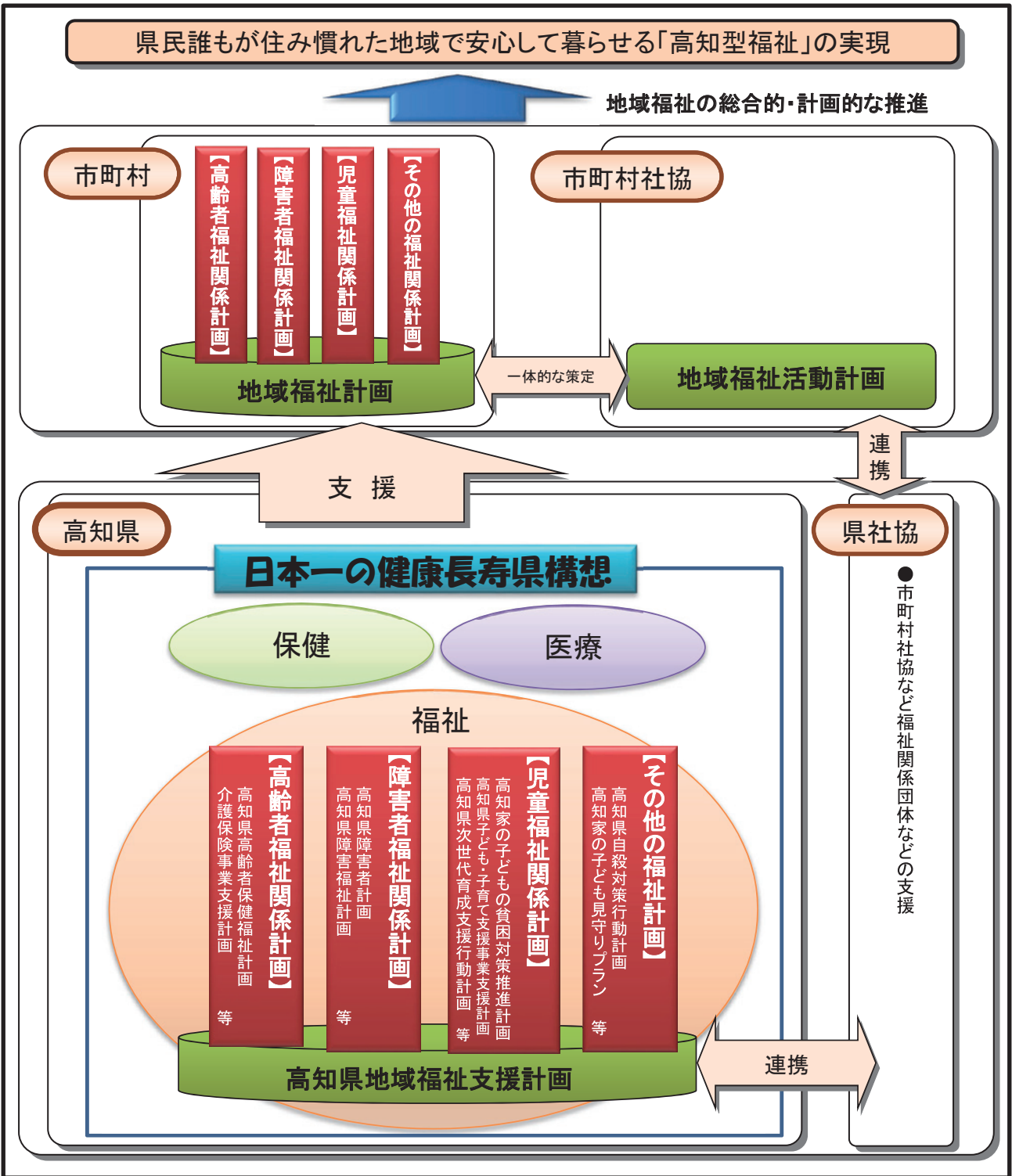
地域福祉アクションプラン	市町村が社会福祉法第107条に基づき、市町村の地域福祉の推進に関する事項を定める「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が地域住民や福祉活動を行う民間団体の自主的な福祉活動を中心とした、地域福祉を推進するために策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定したもの。
地域福祉コーディネーター	地域福祉の拠点を中心に、地域や関係機関のネットワークを構築しながら、地域ニーズや課題に対応した支え合いの仕組みづくりを推進する役割を担う。
地域包括支援センター	介護保険法第115条の46に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として、市町村が設置するもの。
ナ行	
日本一の健康長寿県構想	県民が健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らすことができる県づくりを目指して、保健、医療、福祉の各分野の課題を分析し、平成22年2月に取りまとめた構想。平成28年2月には、「第3期構想」としてバージョンアップを行っている。
認知症サポーター	認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲での手助けをする人。
認定就労訓練事業	生活困窮者自立支援制度において、一般就労といわゆる福祉的就労との間に位置する中間的就労の形態として位置付けられるもので、直ちに一般就労に就くことが難しく、柔軟な勤務形態が必要な者に支援付きの就業機会を与えることで一般就労(自立)につなげる生活困窮者自立支援施策。社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する。
ハ行	
PDCAサイクル	計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)のプロセスを順に実施し、最後のActではCheckの結果から、最初のPlanの内容を継続・修正・廃止のいずれかに改善して、次回のPlanに結び付ける。
避難行動要支援者	「要配慮者のうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とするもの」とされている。(災害対策基本法第49条の10第1項の規定による)
避難支援等関係者	「消防機関、都道府県警察、民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者」とされている。(災害対策基本法第49条の11第2項の規定による)
ふれあいサロン	地域の中で仲間づくりや異世代交流を行い、人と人とを結ぶ触れ合いの場。「サロン」は、もともと応接室などの部屋を意味する言葉であるが、この計画では、高齢者や障害者などを支援する場の意味。



ホームヘルプサービス	在宅において日常生活に支障のある高齢者や障害者に対して、入浴や食事など、身体介護や生活援助を行うサービス。「訪問介護」とも呼ばれている。
ヤ行	
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者とされている。 (災害対策基本法第8条第2項第15号の規定による)

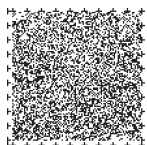


(参考1) 地域福祉支援計画と地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ



(参考2) 高知県地域福祉支援計画(平成23~27年度)の数値目標の達成状況

区分	計画策定時 (H23年3月)	目標 (H27年度末) (A)	H27末(見込) (B)	達成率(見込) (B/A)	担当課	
新たな支え合いによる地域づくりの推進	地域福祉の拠点の整備(設置箇所数)	30市町村 (39カ所)	サテライトを含めて旧市町村 (平成の合併前)単位に1カ所以上	29市町村 (42カ所)	71.7% (38/53)	地域福祉政策課
	地域福祉の拠点の官民協働による運営体制の構築(運営協議会の設置)	—	全ての地域福祉の拠点	29市町村 (42カ所)	100% (42/42)	
	地域福祉の拠点の職員体制の整備(地域福祉コーディネーターなどの配置)	—	全ての地域福祉の拠点	29市町村 (42カ所)	100% (42/42)	
	地域福祉コーディネーター及びスタッフの育成(段階に応じた研修の実施)	—	年1回以上	年1回以上	100%	
	地域福祉計画の策定(策定市町村数)	6市町村	34市町村	34市町村	100%	
	地域福祉活動計画の策定(策定市町村社協数)	7市町村社協	34市町村社協	33市町村社協	97.1%	
	【再掲】地域福祉の拠点の官民協働による運営体制の構築(運営協議会の設置)	—	全ての地域福祉の拠点	29市町村 (42カ所)	100% (42/42)	
	新たな支え合いの地域福祉の拠点の整備(生活課題に対応した生活支援サービス、地域ニーズの掘り起こし、地域の支え合いなどの仕組みづくり)	—	全ての地域福祉の拠点	29市町村 (42カ所)	100% (42/42)	
	介護予防に関する地域リーダーの育成(育成保険者数)	2保険者	30保険者	27保険者	90%	
介護予防手帳の活用(活用保険者数)	3保険者	30保険者	27保険者	90%		
安全で安心して暮らせる地域づくりの推進	<高齢者>地域包括支援ネットワークシステムの構築(要支援者のニーズ把握、専門機関のネットワーク、総合相談窓口の体制、活動の評価などの仕組みづくりと活動を開始した市町村数)	—	34市町村	29市町村 (あったか設置市町村数)	85.3%	高齢者福祉課、地域福祉政策課
	地域包括支援センター職員のスキルアップ(段階に応じた研修の実施)	年2回	年3回以上	年3回	100%	高齢者福祉課
	認知症サポーターの育成(育成サポーター数)	10,225人	20,000人	40,072人 (H27.12.31)	200.4%	高齢者福祉課
	<障害者>地域包括支援ネットワークシステムの構築(要支援者のニーズ把握、専門機関のネットワーク、総合相談窓口の体制、活動の評価などの仕組みづくりと活動を開始した市町村数)	—	34市町村	29市町村 (あったか設置市町村数)	85.3%	障害保健福祉課、地域福祉政策課
	地域自立支援協議会の設置(設置市町村数)	30市町村	34市町村	34市町村	100%	障害保健福祉課
	<児童>地域包括支援ネットワークシステムの構築(要支援者のニーズ把握、専門機関のネットワーク、総合相談窓口の体制、活動の評価などの仕組みづくりと活動を開始した市町村数)	—	34市町村	29市町村 (あったか設置市町村数)	85.3%	児童福祉課、地域福祉政策課
	児童家庭相談担当市町村職員のスキルアップ(研修の実施)	2回/年	3回/年	2回/年	66.7%	児童福祉課
	<自殺予防・ひきこもり自立支援>地域包括支援ネットワークシステムの構築(要支援者の把握、相談窓口の連携体制づくりなどの取組を開始した市町村数)	—	34市町村	29市町村 (あったか設置市町村数)	100%	障害保健福祉課、地域福祉政策課
	県全体のネットワークと連携した市町村の関係機関によるネットワークの構築(ネットワークづくりを開始した市町村数)	—	34市町村	34市町村	100%	地域福祉政策課
	傾聴ボランティアの育成(育成ボランティア数)	100人(予定)	600人	357人	59.5%	障害保健福祉課
	こころのケアサポーターの育成(育成サポーター数)	100人(予定)	600人	472人	78.7%	地域福祉政策課
	要援護者の早期発見、見守り支援のネットワークの構築(地域でのネットワークづくり)	—	全ての地域福祉の拠点	29市町村42カ所	100% (42/42)	地域福祉政策課
	緊急時の対応の仕組みの構築(地域での仕組みづくり)	—	全ての地域福祉の拠点	29市町村42カ所	100% (42/42)	
	地域支援ワーカーの育成(育成ワーカー数)	—	300人	236人	78.7%	
	買物支援のための地域での取組の推進(取組市町村数)	8市町村	28市町村	15市町村	53.6%	中山間地域対策課
	集落機能のあり方の話し合いの場づくりの推進(実施市町村数)	—	34市町村	—	—	中山間地域対策課
	自主防災組織率の向上(自主防災組織率)	64.6% (H22.4.1)	100%(H26)	92.7% (H27.4.1)	92.7%	南海トラフ地震対策課
	災害時要援護者台帳の整備(整備市町村数)	29市町村	34市町村	—	—	地域福祉政策課
	<参考>避難行動要支援者名簿の作成	—	—	<34市町村>	100%	
	個別避難支援プランの策定(策定市町村数)	20市町村	34市町村	—	—	
<参考>避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の策定(一部地域のみ策定も含む。)	—	—	<12市町村>	35.3%		
福祉避難所の指定(指定市町村数)	3市町村 (5箇所)	34市町村	34市町村 (178施設)	100%		
福祉を支える担い手の育成	【再掲】地域福祉コーディネーター及びスタッフの育成(段階に応じた研修の実施)	—	年1回以上	年1回以上	100%	地域福祉政策課
	【再掲】地域支援ワーカーの育成(育成ワーカー数)	—	300人	236人	78.7%	
	民生委員・児童委員と市町村との意見交換の実施(実施市町村数)	—	34市町村	34市町村	100%	
	民生委員・児童委員への研修の充実(段階に応じた研修の実施)	各対象者別研修 (会長、中堅、新任) 1回以上/年	各対象者別研修 (会長、中堅、新任) 1回以上/年	各対象者別研修 (会長、中堅、新任) 1回以上/年	100%	
	災害時ボランティアセンターの体制整備(整備市町村数)	23市町村	34市町村	34市町村	100%	



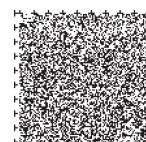
第2期高知県地域福祉支援計画 策定経過

- 平成26年 9月25日 社会福祉審議会
・地域福祉専門分科会での検討、スケジュール確認
- 平成27年 6月5日 第1回地域福祉専門分科会
・計画骨子（案）、基本事項の確認 など
- 平成27年 8月11日 第2回地域福祉専門分科会
・課題、理念、基本施策の検討 など
- 平成27年10月28日 第3回地域福祉専門分科会
・計画（原案）の検討
- 平成28年 1月26日 第1回社会福祉審議会
・計画（原案）の検討

パブリックコメント

2月23日から3月14日まで

- 平成28年 3月 第4回地域福祉専門分科会（書面開催）
・計画（案）の検討
- 平成28年 3月28日 第2回社会福祉審議会
・計画（案）の承認



高知県社会福祉審議会 委員

平成28年1月12日現在

(※各区分ごと五十音順)

区分	氏名	役職
県議会議員	明 神 健 夫	県議会議員
	依 光 晃一郎	県議会議員(危機管理文化厚生委員長)
社会福祉事業関係者	大 黒 哲 也	高知県保育士会副会長
	岡 本 圭 美	高知県知的障害者育成会評議員
	小田切 泰 禎	高知県社会福祉協議会常務理事
	片 岡 卓 宏	高知県身体障害者連合会会長
	楠 目 隆	高知県社会福祉法人経営者協議会会長
	小 松 妙	高知県ホームヘルパー連絡協議会会長
	中 岡 恒 子	高知県老人クラブ連合会理事(高知市老人クラブ連合会副会長)
	浜 口 真 人	日本赤十字社高知県支部事務局長
	町 田 好 徳	高知県民生委員児童委員協議会連合会副会長
	松 尾 美 絵	高知県精神障害者家族会連合会副会長
学識経験者	泉 谷 智 彦	高知県医師会(高知赤十字病院・脳外科 第一脳神経外科部長)
	岩 崎 憲 郎	高知県町村会会長(大豊町長)
	大 崎 博 士	高知県青年団協議会会長
	岡 崎 誠 也	高知県市長会会長(高知市長)
	岡 谷 英 明	高知県人権尊重の社会づくり協議会委員 (高知大学教育学部教授)
	岡 林 弘 毅	高知県医師会会長(県庁前クリニック院長)
	織 田 英 正	高知県歯科医師会会長
	佐々木 香代子	高知県連合婦人会会長
	竹 村 晴 光	高知県医師会副会長(竹村循環器内科院長)
	田 内 芳 仁	高知県医師会(田内眼科院長)
	中 平 雅 彦	高知新聞社取締役編集局長
	中 平 眞理子	高知県薬剤師会常務理事
	野 並 誠 二	高知県医師会(高知病院院長)
	宮 井 千 恵	高知県看護協会会長
	宮 上 多加子	高知県立大学社会福祉学部長
柳 原 弘 男	高知県医師会(さえんば耳鼻科院長)	

(任期:平成28年1月12日から平成31年1月11日)

